

平成28年熊本地震の発生に伴う 「雇用調整助成金」の特例を実施します

—— 雇用調整助成金の概要 ——

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度です。

※平成28年熊本地震の発生に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、特例措置を実施しています。

平成28年8月5日から実施する特例

助成金の支給限度日数※1を変更します。

1年間で **100日** → 1年間で **300日** ※2

(九州各県内の事業所に限ります)

※1 対象被保険者全員が一斉に休業した場合の限度日数です。

※2 平成28年8月5日以前に特例措置に係る計画書をご提出いただいた事業主についても対象となります。

これまでに実施した特例

1. 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
2. 平成28年熊本地震発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
3. 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（九州各県内の事業所に限る）
4. 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続された期間が6か月未満でも助成対象とする
5. 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していないくとも助成対象とする
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する

＜お問い合わせ先＞ 雇用調整助成金の内容については、厚生労働省のホームページをご覧いただき、詳細は最寄りの労働局、ハローワークまで、お気軽にご相談ください。URL. <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000132321.html>



厚生労働省 ハローワーク

LL280804雇企01